

伏古川水再生プラザで使用する高圧電力 仕様書

1 概要

(1) 適用範囲

本仕様書は、札幌市下水道河川局事業推進部伏古川水再生プラザの運転管理に必要な電気（高圧電力）の需給について適用する。

(2) 需要場所

伏古川水再生プラザ 札幌市東区伏古 8 条 1 丁目 2 番 35 号
供給地点特定番号 01-1983-9851-0030-0104-1000

(3) 用 途

公共下水道

2 需給仕様

(1) 電気方式、電圧、周波数、受電方式等

ア 電気方式 交流 3 相 3 線式

イ 電圧 6,000V「ボルト」

ウ 周波数 50 Hz「ヘルツ」

エ 受電方式 2 回線受電（常用及び予備線）

オ 予備線 常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給に当てるため、常時供給電圧と同位の電圧で供給する場合に使用する。

(2) 契約電力（最大使用電力）及び予定使用電力量

ア 契約電力 1,250 kW

イ 予定使用電力量 5,175,810kWh

(3) 需給期間

令和 7 年 10 月 1 日 0 時から令和 8 年 9 月 30 日 24 時まで

(4) 需給地点

常時：北海道電力ネットワーク株式会社の 41 画 53 区 01 図 84 番 64 の 42 号柱より引込みの札幌市の構内第 1 号柱に施設した札幌市の区分開閉器電源側接続点。

予備：北海道電力ネットワーク株式会社の 41 画 53 区 01 図 84 番 76 の 23 号柱より引込みの札幌市の構内第 1 号柱に施設した札幌市の区分開閉器電源側接続点。

(5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。ただし、取引用計量装置は除く。

(6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(7) 自家用発電設備

常用ディーゼル発電設備 3 相 3 線 6,600V 750KVA 2 台 系統連系なし

(8) 力率

力率は、その月の毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率とする。

単位はパーセントとし、小数点以下第 1 位を四捨五入とする。

（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は 100 パーセントとする。）

(9) その他

ア 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整については、北海道管内のみなし小売事業者が定める供給条件（適用期間を含む）によるほか、発注者受注者双方協議のうえこれを定める。

イ 契約書、仕様書に定めのないその他の供給条件については、北海道管内の一般送配電事業者が定める供給条件によるほか、発注者受注者双方協議のうえこれを定める。

ウ 入札価格の算定にあたっては、力率は 100%とし、燃料費調整、市場価格調整及び離島ユニバーサルサービス調整に係る金額、並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金を考慮しないこと。

エ 電力供給事業者が変更となる場合、落札者は、契約締結後遅滞なく変更に必要な申込み等を行うこと。

3 予定使用電力量（令和 7 年 10 月～令和 8 年 9 月）
別表 月別予定使用電力量のとおり

伏古川水再生プラザ
月別予定使用電力量

令和7年10月～令和8年 9月

年月	契約電力 (kW)	電力量 (kWh)		
		昼間電力量	夜間電力量	計
令和7年10月	1,250	211,051	211,813	422,864
令和7年11月	1,250	205,071	195,537	400,608
令和7年12月	1,250	196,074	199,875	395,949
令和8年 1月	1,250	211,979	240,387	452,366
令和8年 2月	1,250	235,778	251,266	487,044
令和8年 3月	1,250	231,613	229,034	460,647
令和8年 4月	1,250	205,077	211,576	416,653
令和8年 5月	1,250	185,212	242,827	428,039
令和8年 6月	1,250	200,788	193,609	394,397
令和8年 7月	1,250	223,404	216,022	439,426
令和8年 8月	1,250	229,280	214,287	443,567
令和8年 9月	1,250	199,321	234,929	434,250
合計	—	2,534,648	2,641,162	5,175,810

注1：電力量については、予定使用電力量であり実際の使用電力を保証するものではない。